

公立大学法人大阪情報戦略推進室規程

制定 令和7年9月10日

規程第266号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人大阪組織規程第25条第3項の規定に基づき、公立大学法人大阪（以下「法人」という。）におけるデジタル技術の積極的な活用を通じた業務変革・価値創造（以下「DX」という。）戦略、情報システムのガバナンス強化及び情報セキュリティ強化等の統一方針の策定並びにデータ利活用環境の整備を通じた全学的な業務の高度化・効率化を推進するため、法人に設置する情報戦略推進室に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 情報戦略推進室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 公立大学法人大阪ICT推進の基本方針に関する規程（以下「ICT基本方針規程」という。）第4条第1号に定める法人CIO
- (2) 公立大学法人大阪情報セキュリティの基本方針に関する規程（以下「セキュリティ基本方針規程」という。）第4条第1号に定める法人CISO
- (3) ICT基本方針規程第4条第2号に定める大学CIO
- (4) セキュリティ基本方針規程第4条第2号に定める大学CISO
- (5) ICT基本方針規程第4条第3号に定める病院CIO
- (6) セキュリティ基本方針規程第4条第3号に定める病院CISO
- (7) ICT基本方針規程第4条第4号に定める高専CIO
- (8) セキュリティ基本方針規程第4条第4号に定める高専CISO
- (9) 公立大学法人大阪データ利活用促進室に関する要項（以下「データ利活用促進室要項」という。）第4条に定めるデータ利活用促進室長（以下「データ利活用促進室長」という。）
- (10) 本部事務機構次長（情報戦略部担当）
- (11) 阿倍野キャンパス事務局事務部長
- (12) 本部事務機構高専事務部長
- (13) 本部事務機構情報戦略部長
- (14) 前各号に掲げる者のほか、法人CIO又は法人CISOが必要と認めた者（室長等）

【機密性 1】

第3条 情報戦略推進室に室長及び副室長を置く。

- 2 室長は、法人CIOをもって充て、副室長は、法人CISOをもって充てる。
- 3 室長は、情報戦略推進室の業務を掌理する。
- 4 副室長は、室長を補佐し、室長に事故があるとき又は室長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 情報戦略推進室会議（以下「会議」という。）は、室長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 会議は、第2条に掲げる構成員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 会議の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長が必要と認めたときは、構成員以外の者に会議に出席を求め、意見を聴取することができる。
- 5 会議の議事運営に関し必要な事項は、構成員の意見を徴した上で室長が定める。

(審議事項)

第5条 会議は、次に掲げる事項を審議及び決定し、具体的な方策を実施する。

- (1) 法人全体の業務における戦略的なDXの推進に関すること。
- (2) ICT基本方針規程第3条に定める方針に則ったICT戦略の推進に関すること。
- (3) セキュリティ基本方針規程第3条に定める方針に則った情報セキュリティの推進に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法人CIO又は法人CISOが必要と認める事項

(部会)

第6条 前条に掲げる事項を専門的に審議及び実施するため、会議の下に、次に掲げる部会を設置する。

- (1) 情報システム部会
- (2) 情報セキュリティ部会
- (3) データ利活用部会
- (4) DX推進部会

(情報システム部会)

第7条 情報システム部会は、全学的な情報システムに関する施策の検討及び実施並びに運用管理を行う。

【機密性 1】

2 情報システム部会は、大阪公立大学情報基盤センター規程第6条に定める情報基盤センター会議をもって充てる。

(情報セキュリティ部会)

第8条 情報セキュリティ部会は、全学的な情報セキュリティに関する施策の検討及び実施並びに情報セキュリティインシデントの対応を行う。

2 情報セキュリティ部会は、大阪公立大学情報セキュリティセンター規程第6条に定める情報セキュリティセンター会議をもって充てる。

(データ利活用部会)

第9条 データ利活用部会は、法人におけるデータ利活用の環境整備に向けた施策の検討及び実施を行う。

2 データ利活用部会は、データ利活用促進室要項第5条に定めるデータ利活用促進室会議をもって充てる。

(DX推進部会)

第10条 DX推進部会は、法人におけるDX推進に関する施策の検討及び実施並びに情報システム調達ガイドラインに基づく導入システムに関する審議を行う。

2 DX推進部会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 法人CIO
- (2) 大学CIO
- (3) 病院CIO
- (4) 高専CIO
- (5) 大学CIO補佐
- (6) データ利活用促進室長
- (7) 本部事務機構次長（情報戦略部担当）
- (8) 本部事務機構情報戦略部長
- (9) 阿倍野キャンパス事務局事務部長
- (10) 本部事務機構高専事務部長
- (11) 本部事務機構情報戦略部DX推進課長

3 DX推進部会に部会長を置き、前項第1号に定める者をもって充てる。

4 DX推進部会に副部会長を置き、第2項第2号に定める者をもって充てる。

5 DX推進部会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

6 DX推進部会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するとこ

【機密性 1】

ろによる。

7 部会長が必要であると認めた場合は、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

8 DX推進部会に関する事務は、本部事務機構情報戦略部情報基盤課及びDX推進課の共管により行う。

(データ利活用促進室)

第11条 情報戦略推進室の所掌事項のうちデータ利活用を推進するため、情報戦略推進室のもとにデータ利活用促進室を設置する。

2 第9条に定めるデータ利活用部会は、データ利活用促進室が所掌する。

3 データ利活用促進室に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第12条 情報戦略推進室に関する事務は、本部事務機構情報戦略部情報基盤課において行う。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、情報戦略推進室に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年9月10日から施行し、令和7年4月1日から適用する。